

規 則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十二日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則一七一―三二

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一七一―四）の一部を次のように改正する。

別表第二中「一般財団法人さいたま住宅検査センター」を 「一般財団法人救急振
一般財団法人さいた
興財団 興財団
に、「一般財団法人地域活性化センター」を 「一般財団法人
ま住宅検査センター」を 一般財団法人
地域活性化センター
に、「一般社団法人地方税電子化協議会」を 「一般社団法人
地域総合整備財団」を 一般社団法人
埼玉県農業会議
埼玉県物産観光協会」
に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。